

No.	該当箇所	意見	市の考え方	修正の有無
1	9(喫煙を禁止する施設)	公共的施設の敷地も含むこと、公園も対象としてあることに賛成します。		無
	その他	施行までに時間がかかり過ぎます。もっと早期にして実施していただきたい。	施設管理者や市民等への啓発に努め、表示等の準備を進めるため、一定程度の周知期間が必要であると考えています。	無
	その他	条例制定前に、公共的施設において試行するよう是非検討をお願いします。東深井地区公園(古墳公園)と森の図書館、市民プール(駐車場・通路を含む)については、地域全体が幼児・児童から成人・高齢者・障害者等各層の市民の利用が多く、受動喫煙を避けるため全面禁煙を希望する声があります。1日も早い実施を希望します。	公共施設を条例制定前に試行で禁煙にすることについては、一定程度の周知期間が必要であると考えています。	無
2	その他	条例案は特に問題ないと思われます。むしろ、喫煙者の削減(1.禁煙推進 2.新規喫煙者の削減)が重要と考えます。 少なくとも、①喫煙年齢制限を年々高めて、新規喫煙者の削減。②家庭・学校などにおける喫煙抑制の啓蒙活動徹底。安易に喫煙ターゲットすることが、非常に問題でありその撲滅を同時推進することが根本的に必要。喫煙者を一方的に追い込んでいくような防止条例は限界があると考えます。	ご指摘のとおり、20歳代への喫煙を始めない啓発、禁煙啓発及び家庭・学校における禁煙啓発についても重要であると認識しています。受動喫煙防止対策の他、喫煙の害についての啓発、禁煙の支援等たばこ対策として今後とも取り組んでいきます。	無
3	その他	駅から帰る時のあるきたばこが多すぎる。後ろを歩いている者のことは、そういう人は一切気にしていないのではと思われる。夜、帰り道「罰金をとる」「係を置く」など徹底してくれないと、そういう人は改めようとならないのではないだろうか？	市内の道路での歩きたばこは「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」で禁止されています。この条例に基づき、巡視を実施し、啓発活動もしています。今後も継続して周知に努めます。	無
4	1(目的)	「公共的空間」と「家庭内」を意識した条例にしてほしい。「公共的空間」における受動喫煙を防止する方策だけでは全く不十分です。「家庭内」を意識せざるを得ません。生後間もない赤ちゃん、乳幼児は家庭内で親に対して「タバコを止めてくれ」と意思表示できません。母親、父親ともに喫煙者である家庭では毎日、子供が受動喫煙の被害を受け続けます。また、家庭内でわがまま横暴な夫が、子供や妻への受動喫煙被害を全く考えず、禁煙を求める妻の希望を全く受け入れず平気でタバコと吸う現実も多々あるはず。条例の効力が「公共的空間」だけでなく、ズバット「家庭内」にも及ばなければ、受動喫煙被害の半分以上は放置され続けると私は心配します。まだまだ、男尊女卑、男優位の社会である日本ですので、「家庭内」での受動喫煙を防止するためには、タバコを吸わぬ母親や子供が、タバコを吸う父親に対抗して勝つことができる文言を明記した受動喫煙防止条例が必要であると思います。	家庭内は、プライベート空間であり、条例で規制することは難しいところ。条例案第5条、(市民等の責務)では、「市民は、受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、自己以外の者に自己の喫煙により受動喫煙が生じないよう努めなければならない」と規定しています。いまでも、広報で家庭内での受動喫煙についてのテーマを取り上げています。今後とも、引き続き啓発をしていきます。	無
	未記入(1目的)(2基本理念)	受動喫煙防止条例は禁煙条例でないことを市民に十分に理解させるための文言を是非、条例に掲げていただきたい。最近、喫煙者、愛煙家から、「嗜好品であるタバコを吸うことが合法であるにもかかわらず、それを無視して条例を定めるのは困る」という趣旨の主張が私の元に届きました。私は、受動喫煙防止条例は禁煙条例ではないと確信しています。タバコを吸う権利は認められているのですから吸いたければ好きなだけ吸えばよいと私は思います。しかし、タバコの煙に限らず、呼吸する人には防ぐ術がないので有毒物質を確実に吸いこんでしまう結果を生じさせる人の行為は禁止されて当然です。現状では成人である市民には嗜好品である煙草を吸って楽しむ権利は与えられていますが、有毒物質を他人に吸い込ませる結果を生む行為を行なう権利は認められていないことを理解させる内容を明記して、禁煙条例ではなく受動喫煙防止条例であることを市民に知らせてもらいたい。	条例素案の名称も(仮称)受動喫煙防止条例となっており、第1条(目的)のとおり、あくまでも受動喫煙に関する条例です。受動喫煙が、健康に与える悪影響を理解し、市民特に未成年者に受動喫煙をさせないというのがこの条例案の趣旨です。今後とも、広報等でも周知に努めます。	無
5	3(定義)	第3条(2)公共的施設(当該施設の敷地を含む)の(敷地を含む)を削除する。 私は喫煙者でかつ納税者です。公共的施設は市民全員の財産です。この文では、喫煙者の市民は公共的施設を生産学習などで長時間利用出来なくなります。せめて敷地の隅のオープンエアのところに喫煙場を設けて欲しいと思います。屋内全面禁煙は賛成です。	厚生労働省局長通知で「屋外であっても子どもの利用が想定される公共的空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である」とされており、この規定に準じ、健康都市宣言をしている流山市としては、屋外であっても、受動喫煙の健康への悪影響の危険性が高い未成年者を保護することの重要性から、規制の対象とする必要性があると考えたため、未成年者の利用が想定される施設については屋外であっても受動喫煙を防止するための対策をする必要があると考えています。市は、本条例の趣旨を踏まえ、受動喫煙を防止するための環境整備に率先して取り組むとともに、その取組が社会の範となるよう、市が設置又は管理する公共的施設について、敷地内禁煙としたものです。ご協力をお願いします。	無
6	未記入(8施設管理者の努力義務)	受動喫煙防止条例について先日、受動喫煙防止条例、を知りました。私どもは、流山市内にて、遊技場(パチンコ店)を営んでいます。店舗を禁煙にすると、業績に関わります。当店のお客様の50%以上は、喫煙者です。現在この状況で営業が成り立っています。確かに喫煙は、本人にだけ無く、周囲にも害を与えているのは間違いありません。ただ喫煙が営業に関わる可能性のある業種に関しては慎重な判断が必要だと思います。私どもの業種に関しては、柏市、野田市、松戸市、三郷市、などが競合店として範囲に入っております。流山市の店舗だけ禁煙をすると、お客様が流出してしまいます。この条例が全反対と言うわけではありません。市役所、公共施設、などは、大賛成ですが、喫煙が業績に関わる業種に関しては、除外していただきたいです。	公共的施設の種類は、多様であり、その利用の目的や物理的に全面禁煙、分煙が極めて困難な施設もありますが、受動喫煙防止の推進のため、まずできることから取り組んでいただき、禁煙、分煙等の方策をとっていただきたいと考えています。しかしながら、飲食店営業のうちバー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業(営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く)、風適法第2条第1項に掲げる「風俗営業」、同条第6項の店舗型風俗特殊営業及び同条第9項の店舗型電話異性紹介営業については、分煙の措置を講ずることの物理的な困難性や利用の実態等に配慮し、努力義務とはいえ、現段階で一律の規制を施すよりも、市による指導と、施設管理者や業界団体の自主的努力によって、利用者の理解を得つつ、段階的に受動喫煙を防止するための環境整備を図っていくことが適当と考えたことにより、これらの営業の用に供する公共的空間については、この条例を適用しないこととしました。	有 第14条に適用除外条項を追加しました。

No.	該当箇所	意見	市の考え方	修正の有無
7	未記入(1 目的)(2 基本理 念)	1受動喫煙による健康への悪影響というがどのような害があるか解らない。	受動喫煙による健康への悪影響については今後もいろいろな機会を通して周知していきます。 平成22年2月に出された厚生労働省健康局長通知において、受動喫煙による健康への悪影響については、「流涙、鼻閉、頭痛等の諸症状や呼吸抑制、心拍増加、血管収縮等生理学的反応等に関する知見が示されるとともに、慢性影響として、肺がんや循環器疾患等のリスクの上昇を示す疫学調査があり、IRAC(国際がん研究機関)は、証拠の強さによる発がん性分類において、たばこをグループ1と分類しています。また、受動喫煙により非喫煙妊婦であっても低出生体重児の出産の発生率が上昇するという研究報告があります。 また、国際機関や米英をはじめとする諸外国における公的な総括報告においては、受動喫煙の煙中には、ニコチンや一酸化炭素など様々な有害化学物質が含まれており、乳幼児突然死症候群、子どもの呼吸器感染症や喘息発作の誘発など呼吸器疾患の原因となり、特に親の喫煙によって、子どもの咳・たんなどの呼吸器症状や呼吸機能の発達に悪影響が及ぶなど、様々な報告がなされています」と示されています。	無
	未記入(3 定義)	2集会場のうち自治会館 神社 仏閣等は除外する。	自治会館、神社、仏閣も多数の者が利用する施設であり健康増進法第25条においてその対象となる施設ですので、除外できません。	無
	未記入(8 施設管理 者の努力 義務)(5 市民等 の責務)	3施設管理者の努力義務 市民等の責務 削除する。	受動喫煙を防止するための条例案であり、施設管理者の方々や市民等の協力なしには目的を達成できません。したがって施設管理者の努力義務 市民等の責務はとても重要な箇所であると考えています。	無
	未記入 (その他)	4高額納税者の愛煙家の立場も考える	この条例案は、喫煙の禁止に言及しているものではなく、受動喫煙による健康への悪影響から、すべての市民を保護することを目的としています。ご理解とご協力をお願いします。	無
	未記入 (その他)	厳しい条例を作ると流山市は住みにくくなる。 以上の観点からこの条例には反対である。	この条例案は、受動喫煙による健康への悪影響から、すべての市民を保護することを目的としています。ご理解とご協力をお願いします。	無
8	全体につ いて	素晴らしい条例と高く評価します。		無
		飲食店での、受動喫煙防止条例も早く作ってください。	本条例案の公共的施設には、レストラン等の飲食店も含まれています。しかしながら、飲食店営業のうちバー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業(営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く)、風適法第2条第1項に掲げる「風俗営業」、同条第6項の店舗型風俗特殊営業及び同条第9項の店舗型電話異性紹介営業については、未成年者の利用が少ないこと、分煙の措置を講ずることの物理的な困難性や利用の実態等に配慮し、努力義務とはいえ、現段階で一律の規制を施すよりも、市による指導と、施設管理者や業界団体の自主的努力によって、利用者の理解を得つつ、段階的に受動喫煙を防止するための環境整備を図っていくことが適当と考えたことにより、これらの営業の用に供する公共的空間については、この条例を適用しないこととしました。 また、小規模店舗の適用の特例として、客の飲食の用に供する面積が100平方メートル以下の飲食店については、受動喫煙防止の要請は高いものの、全国的にも市町村で初めての条例でもあり、小規模飲食店に協力をしてもらうためには、施行日から2年を経過した日から適用することにより、その間で国や市における補助制度の創設等、分煙が実行される環境づくりを進めることにより、スムーズな受動喫煙防止の推進を図るものです。	有 第14条に適用除外条項を追加しました。 附則2項に小規模店舗の適用の特例を追加しました。
9	全体につ いて	素晴らしい条例と高く評価します。		無
		原文のままでもよいが、できれば「事業者」を「たばこ製造・販売者を含む事業者」と書き換えてほしい。	「事業者」とは定義にもありますように事業を営む者全てを指します。したがってたばこ製造・販売者も含まれています。 しかしながら、たばこ事業法第24条では「財務大臣は、第22条第1項の許可に際し、許可の条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる」とし、「たばこ小売販売業の申請者の皆様へ」という通知の中で、許可条件として「特定小売販売業(劇場、旅館、大規模な小売店舗(売場面積が400平米以上の店舗)等の閉鎖性があり、かつ、喫煙設備を有する消費者の対流性の強い施設内)では、「施設内に喫煙設備を設けること」となっています。市内では、スーパーやファミリーレストランが許可を受けていますので、未成年者の利用が想定されるため、分煙、その他の対策をとっていただきたいと考えています。	無
10		東京都区内のように、歩きたばこを規制するというのは難しい点も多々あるとは思いますが、せめてスクールゾーン(小学生の通学路)については、禁煙にすべきではないかと思えます。朝など、小学生が通学をしている傍らで普通にたばこを指にはさんで歩きたばこで通勤しているサラリーマンがいますが、受動喫煙だけでなく、やけど等の災害も起きてもおかしくない状況をよく見かけます。(常識的にもどうかと思えますが)あまりにもそのような意識の低い方々に対して意識してもらうためにも「条例」という目に見える方法で地域の子どもの安全を守っていただければと思います。特に、子育ての場としての地域の良さを全面にアピールしている本市であると思えますので、子どもの安全のため、また教育的にも、条例に盛り込んでいただければと思います。	市内の道路での歩きたばこは「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」で禁止されています。今後も継続して周知に努めるようにしていきます。	無
11	全体につ いて	素晴らしい条例と高く評価します。		無

No.	該当箇所	意見	市の考え方	修正の有無
	第8条第3項	全面禁煙、分煙その他の受動喫煙防止するための対策をするよう努めなければならない → 全面禁煙とすること。と訂正してください。	厚生労働省局長通知で「屋外であっても子どもの利用が想定される公共的空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である」とされており、この規定に準じ、健康都市宣言をしている流山市としては、屋外であっても、受動喫煙の健康への悪影響の危険性が高い未成年者を保護することの重要性から、規制の対象とする必要があると考えたため、未成年者の利用が想定される施設については屋外であっても受動喫煙を防止するための対策をする必要があると考えていますが、全面禁煙まで規制するのは難しいと考えます。	無
12	全体について	個々の健康・財政負担にまで及ぶ将来を見据えた、危機管理意識の一端として評価します。		無
		全体的に回りくどくわかりにくい書き方です。(一例) 条令第1条から第5条まで短い文の中に「受動喫煙による健康への悪影響から」という文が何度も出てくるが、これは他の言葉で置き換えたほうが簡略され分かりやすい。(私は視覚障害者のため、情報を耳から取り込んでいます。同じ言葉が繰り返されることでくどく、また趣旨が理解しにくい。)	回りくどい表現だということについては、規制する趣旨や範囲を明確にするためには、どうしても表現が限定されてしまいます。 条例の内容を理解しやすいように、パンフレットを作成し、周知に努めます。 ボランティアにより広報の朗読、点字についてはご利用いただけます。ご理解をお願いします。	無
		明確な言葉の付記を希望「市民等、事業者及び保護者」これは、喫煙者・非喫煙者両方に取れる曖昧な書き方にし、明確にすることで喫煙者から反感を買う危険性を考慮していると思われるが、後に続く文脈から、喫煙者に対する意識改革を求めているものと取れる。よって「市民等、事業者及び保護者」を「喫煙者である市民や、製造販売事業者、及び喫煙者である保護者」にしたほうがよいのではないかと。	市民等、事業者、保護者とも、喫煙者、非喫煙者の区別なく、受動喫煙の防止に必要な責務を規定しています。	無
13	全体について	素晴らしい条例と高く評価します。	2ページ、No9と同一です。	無
		原文のままでもよいが、できれば「事業者」を「たばこ製造・販売者を含む事業者」と書き換えてほしい。		無
14		<p>広報ながれやま平成22年10月21日中、「基本的な方向性」の⑤では、その主語として「分煙を実施している施設は」とありますが、これでは当該条例の真価の発揮に疑問があります。また、当該条例は、もともと健康増進上の理由で制定されようとしていることは理解できますが、私としては、健康増進ばかりでなく、迷惑防止的な意味合いをも期待しているところがあり、今回の執筆に及んだものです。</p> <p>(1) タバコが迷惑な理由 何が一番迷惑を被っているかについて、日常生活での具体例を踏まえて、述べさせていただきます。 ① 具体例 タバコの煙を浴びると、服にも身体にも臭いがついて、消えません。煙を浴びた時は、服も身体も洗います。 ア) 服の着回しに係る例 数日は使い回そうと思っていたスラックスが、洗濯対象になります。冬はジャンパーを着ますが、乾くの2日はかかります。狭い家にあっても雑巾臭くならないように乾かしたいと思えば、陽当たりや風向に応じ、干し場所をやりくりしたりします。特に行事に向けては、濃い色の靴下や、アイロンの利いているワイシャツ、あるいは折り目のしっかりしたスラックスを充てたいものです。スラックスは、3本で回していますが、汚れたものを洗った後は、乾いているものを下ろします。残りの1本が行事に備えての取って置きとしますと、事実上、予備なしのフル回転となります。このような状況の時に(下ろしたての着用中の1本が)煙を浴びてしまうと、着回しの計画が、まるっきり狂ってしまうのです。だからと言って予備を増やせばよいかというと、収納場所には限りがありますし、着用の機会が減った季節でのカビ対策など問題もありますから、容易にはいかないのです。</p> <p>イ) 身体シャワーに係る例 身体に付いた臭いは、シャワーを浴びて洗うしかありません。特に冬場、風呂場から冷えきった部屋に移動するのは、寒くてつらいばかりでなく、心臓麻痺の危険も伴うと聞きます。したがって、暖房します。拙宅の暖房ではファンヒーターを使用しておりますが、点火時及び消火時の石油臭対策で、窓の開閉や換気など、煩雑は作業を伴います。浴びなくて済むシャワーは、浴びずに済ませたいのです。</p> <p>② 最も困ること ア) 不測の受煙 受動喫煙に係る被害に配慮されるようになってきた潮流には、感謝しているところです。しかし、最も困るのは、発がんの確率だとか、血圧がどうとかではなく、日常生活が混乱してしまうという点にあります。このことについては、端的な体験(ある飲食店での事例(灰皿隠し))があるので、後述させていただきます。 イ) 迷惑防止の意味合いとの関係 * 聞きたくないもの、嗅ぎたくないもの(五感との関係) 人間の感覚は、一般に、五感に大別されるといわれます。視覚と味覚は、目を背けたり食べなかったりすれば、用足ります。しかし、聴覚や嗅覚、あるいは触覚は、そうはいきません。音も、臭いも、何も出ない生活などありえないということは、私も、理解しています。だからこそ、自分が出すものに、できる限りの配慮はするというのが、人としてのたしなみであると信じます。</p>		<p>有 第14条に適用除外条項を追加しました。</p> <p>附則2項に小規模店舗の適用の特例を追加しました。</p>

No.	該当箇所	意見	市の考え方	修正の有無
		<p>③棲み分け 受動喫煙が問題なのであって、喫煙そのもの、つまり非受動喫煙（＝能動喫煙）は、自己責任の問題であると整理できます。したがって、禁煙の流布促進は、目的目標としては通過点であると考えます。肝心なのは、煙を浴びたくない者が、浴びずに済むには、どうしたらよいか、ということだと思います。</p> <p>④可煙という概念 タバコを吸ってもよいところが実在している以上、相応の概念が創設され、理解周知されるべきであると考えます。</p> <p>(2)可煙という概念の創設</p> <p>①愛煙者の人権擁護 親戚や友人知人にも、たばこ好きの方がおられます。喫煙のために席を外したり、同席上で喫煙するにも、煙の向きに気を遣ってくださったりする方もあります。喫煙に係る健康被害が明らかになってきたことは、時代の進歩でありましょう。いわゆる禁煙ブームの中で、喫煙施設の整備や、喫煙に関する表示が進んできていることは、ありがたいことです。しかし、その反面、喫煙、即、「悪」と言わんばかりの昨今の風潮には、疑問を呈さざるを得ません。喫煙者におかれては、自己責任において喫煙しようとし、そうされているというのが議論の前提であり、一意的な「禁煙推進」には、タバコ嫌いの私でさえ、理解いたしかねる節があります。</p> <p>②予測済みの受煙 タバコが迷惑な理由については前述させていただいたところですが、予め受煙するとわかっているならば、準備のしようがあり、これは負担であっても、迷惑ではないのです。忘年会のような、酒席でのざっくばらんな会話も楽しみ(貴重)で、帰宅後の洗濯もシャワーも、苦にはならないのです。</p> <p>(3)表示の重要性</p> <p>①禁煙指向の功罪</p> <p>ア)無意味な「灰皿隠し」 ある飲食店の例ですが、ガラス越しに灰皿が無くなったのが見え、きつと禁煙になったものと信じて入店し、意気揚々と食事を始めました。数分後、隣席の方は店員に灰皿を請求して、タバコを吸い始めました。そのタバコの煙は、空調の流れに乗って、私の全身に浴びせられました。この飲食店、実は禁煙になったわけではなかったのです。もし、店頭で適切な表示があったならば、私はそれを認識して入店を控え、不測の受煙は避けられたのでした。</p> <p>イ)反面の心配 可煙なのに、テーブルやカウンターに灰皿が置かれていない。そのような状況から、禁煙と思いついて入店を見合わせる愛煙者もおられるのではないのでしょうか。</p> <p>②表示の重要性 煙を出してよいのか、いけないのか。煙を浴びるのか、浴びないのか。はっきりしていないのが、問題です。</p> <p>「可煙」という概念を追加創設したうえで、健康増進及び迷惑防止条、的確な棲み分けを推進していくというのが、合理的であると考えます。喫煙に関する表示は、「分煙を実施している施設」だけでなく、あらゆる施設において、公平に、かつ徹底的になされるべきです。</p>	<p>表示の重要性は十分認識しています。市では禁煙施設、分煙施設のステッカーを作成し配布する予定です。「喫煙できます」という表示は、市が受動喫煙防止と平行して実施している、禁煙啓発に相容れないため、表示しません。</p> <p>可煙という概念にも通ずると思いますが、バー、酒場など主に酒類を提供し常態として主食を提供しないもの、風俗営業等についてはこの条例を適用しないこととしました。</p>	
15		<p>健康都市宣言の町、受動喫煙をなくす町にするならば、現在の路上喫煙禁止や、今回の受動喫煙防止だけでは、無理だと思います。実際に公園ではタバコを吸いながら子供の面倒を見る父親、母親、おじいちゃん、おばあちゃんが見られ、喫煙しないようにと書かれた看板の近くで堂々と吸っています。</p> <p>路上でも普通に老若男女問わずタバコを吸っています。</p> <p>イトーヨーカドー、ヨークマート、角上魚類等、喫煙場が設けられていても、入口の近くだったり、少し離れていても風で臭いがしたりと、とても分煙にはなっていません。</p> <p>分煙に力を入れても、分煙装置に多額の費用がかかる、よほどしっかりした設備でない限り、完璧な分煙はまず不可能なんです。ファミレスなどでやっている空間分煙は、特に無意味です。</p> <p>タバコが体に害があるという認識があるのならば、ぜひ、 流山市内では、頑張って、まず</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内タバコの販売を禁止する。 ・既存喫煙者をただ追い詰めるのではなく、禁煙に向けてのサポートをする(病院での治療案内、館ひろし等による演説説得の開催、市役所に勤める人に禁煙を実施させ、その経緯と感情の変化を解りやすくパンフや、市報に掲載し、喫煙者に訴えかける、タバコを吸う心理を理解し、その上で取れる対策を専門家に聞く、喫煙者にどうしたら止めれるか聞くなど)。 ・流山市民喫煙者0運動を行う。 <p>それまでの対策として、時間分煙。 公園での喫煙禁止を、時間で区切る。子供たちが遊ぶ時間帯は全面禁止、例えばPM7時以降は大人の時間として公園での喫煙を可能にする。ただし、喫煙者は公園に向かうまでの路上での喫煙禁止は厳守。禁止禁止と吸う人に言っても、家の中でも吸うなと言われ、路上でも吸えず、ベランダでも吸えない、公園でも吸えないとなると、逆に開き直ってどこでも吸ってしまう可能性があります。ここでは吸っていいですよと言った方がいいと思います。その人が禁煙出来るまで。</p>	<p>条例制定以外にも市民、事業者、施設管理者等へ広く受動喫煙による健康への悪影響についての啓発活動を実施し、受動喫煙を防止するための対策をすすめていきます。また、禁煙の支援についてもたばこ対策として取り組んでいきます。</p>	
16	全体について	とても良いご提案だと思います。		無

No.	該当箇所	意見	市の考え方	修正の有無
		とてもわかりにくい文です。理解しやすい平易な文にしてください。条例に権威を持たせるかのような書き方で、条例そのものにけむに巻かれている感があります。	わかりにくい表現だということについては、規制する趣旨や範囲を明確にするためには、どうしても表現が限定されてしまいます。 条例の内容を理解しやすいように、パンフレットを作成し、周知に努めます。	無
17	民間施設について	民間施設は、そのほとんどがお客様自身で喫煙環境を選択できる施設であり、施設管理者が、利用されるお客様のニーズに応じて決定すべきもので、条例により一律に規制されるべきではないと考えます。	公共的施設の種類の多様であり、その利用の目的や物理的に全面禁煙、分煙が極めて困難な施設もありますが、受動喫煙防止の推進のため、まずできることから取り組んでいただき、禁煙、分煙等の方策をとっていただきたいと思います。 しかしながら、飲食店営業のうちバー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業(営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く)、風適法第2条第1項に掲げる「風俗営業」、同条第6項の店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項の店舗型電話異性紹介営業については、未成年者の利用が少ないこと、分煙の措置を講ずることの物理的な困難性や利用の実態等に配慮し、努力義務とはいえ、現段階で一律の規制を施すよりも、市による指導と、施設管理者や業界団体の自主的努力によって、利用者の理解を得つつ、段階的に受動喫煙を防止するための環境整備を図っていくことが適当と考えたことにより、これらの営業の用に供する公共的空間については、この条例を適用しないこととしました。 また、小規模店舗の適用の特例として、客の飲食の用に供する面積が100平方メートル以下の飲食店については、受動喫煙防止の要請は高いものの、全国的にも市町村で初めての条例でもあり、小規模飲食店に協力をしてもらうためには、施行日から2年を経過した日から適用することにより、その間で国や市における補助制度の創設等、分煙が実行される環境づくりを進めることにより、スムーズな受動喫煙防止の推進を図るものです。	有 第14条に適用除外条項を追加しました。 附則2項に小規模店舗の適用の特例を追加しました。
	敷地(屋外)について	屋外での受動喫煙については、規制を実施する科学的事実を示されておらず、健康増進法でも受動喫煙の定義は屋内となっており、健康局長通知においても屋外での全面禁煙を求めている内容とはなっておりません。屋外である敷地の喫煙環境については、環境美化や火災防止の観点から施設管理者が判断すべきと考えます。	厚生労働省局長通知で「屋外であっても子どもの利用が想定される公共的空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である」とされており、この規定に準じ、健康都市宣言をしている流山市としては、屋外であっても、受動喫煙の健康への悪影響の危険性が高い未成年者を保護することの重要性から、規制の対象とする必要があると考えたため、未成年者の利用が想定される施設については屋外であっても受動喫煙を防止するための対策をするよう、努力義務を課しています。ご協力をお願いします。	無
	分煙基準について	規則で定められている分煙基準は、「分煙効果判定基準」を参考に決定されたものと思われま。しかしながら、実際にこの分煙基準を満たすには多額の設備投資が必要となり、ほとんどの民間施設では実現不可能な基準です。条例の実効性を高めるためにも、全ての施設で実現可能な分煙基準に見直すべきと考えます。	公共的施設の種類の多様であり、その利用の目的や物理的に全面禁煙、分煙が極めて困難な施設もあり得ますが、受動喫煙防止の推進のため、まずは、それぞれの施設管理者が、受動喫煙防止の視点から、できることから実行していただきたいと思います。 たとえば、喫煙場所の表示、喫煙場所を定め、その場所以外は喫煙を禁止すること、出入り口や未成年者の利用が想定される場所を避けて喫煙場所を設けるなど設置場所にも配慮する、喫煙可能時間を決める(時間分煙)など、できる限り受動喫煙を防止するための対策を、その施設に応じた対策を進めていただきたいと思います。	無
	市民・事業者の合意形成について	条例という強制力を行政が行使する場合、市民はもちろん、影響を被る事業者へも十分な配慮とお互いの合意形成が必要です。条例素案の策定にあたっては、実際に対策を実施する事業者代表も含めた検討委員会を設置し、議論を尽くすべきと考えますが、今回はそのようなステップは踏まれてません。本条例素案は地域経済にも少なからぬ影響を与えることから、今後は事業者の様々な意見を尊重し、条例素案に反映していただけるよう、施行時期に拘わらず慎重な議論をお願いいたします。	これまでに市長の諮問機関である「福祉施策審議会」等でご意見をいただいています。一方、パブリックコメント及び市民と事業者アンケート調査を実施しました。また、タウンミーティングを開催し、賛否両論の意見をいただきました。その結果、飲食店営業のうちバー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業(営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く)、風適法第2条第1項に掲げる「風俗営業」、同条第6項の店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項の店舗型電話異性紹介営業については、分煙の措置を講ずることの物理的な困難性や利用の実態等に配慮し、努力義務とはいえ、現段階で一律の規制を施すよりも、市による指導と、施設管理者や業界団体の自主的努力によって、利用者の理解を得つつ、段階的に受動喫煙を防止するための環境整備を図っていくことが適当と考えたことにより、これらの営業の用に供する公共的空間については、この条例を適用しないこととしました。 また、小規模店舗の適用の特例として、客の飲食の用に供する面積が100平方メートル以下の飲食店については、受動喫煙防止の要請は高いものの、全国的にも市町村で初めての条例でもあり、小規模飲食店に協力をしてもらうためには、施行日から2年を経過した日から適用することにより、その間で国や市における補助制度の創設等、分煙が実行される環境づくりを進めることにより、スムーズな受動喫煙防止の推進を図るものです。	有 第14条に適用除外条項を追加しました。 附則2項に小規模店舗の適用の特例を追加しました。
	その他	JTは、流山市で検討している受動喫煙防止対策が実効性の高いものとなるよう、今後も具体的な提案をさせていただくとともに、JTの分煙に関する情報も共有させていただき所存です。「(仮称)流山市受動喫煙防止条例(素案)」の制定にあたりましては、影響力の大きさを認識していただき、市民・事業者の皆さまのご意見を十分に考慮したうえで、合意に基づく内容となるよう、慎重な検討をお願いいたします。		
18	たばこの売り上げについて	たばこ税の増税により、10月よりたばこが値上がりし、現状私ども小売店の経営が不安定にある中、今回の条例素案については、敷地を含めたすべての公共的空間と公共的施設について、全面禁煙もしくは分煙とされており、愛煙家の喫煙場所が制限されます。喫煙場所が制限されることは、それに伴い消費本数の減少につながり、たばこ販売に大きな影響が出ることは明らかです。	この条例素案は、たばこの販売や喫煙の禁止について言及しているものではなく、公共的空間における受動喫煙による健康への悪影響防止に関して、市、市民等、事業者及び保護者への責務を明らかにし、これら全ての主体に対し、市民等に受動喫煙による健康への悪影響を及ぼさないための対策を求めているものです。	無

No.	該当箇所	意見	市の考え方	修正の有無
	たばこの売り上げについて税への貢献について	私ども連合会は、たばこ販売を通じ千葉県には昨年113億円ものたばこ税を納付しており、市町村に関しては合計で349億円、流山市においては6億円以上のたばこ税を納付し、千葉県や県内市町村の財政に多大な貢献をしていると自負しております。条例素案の規制による喫煙場所の制限は、たばこ販売数量の減少につながり、たばこ税を通じた税貢献ができなくなります。	たばこ税については貴重な財源と認識しています。しかし、健康都市宣言をしている本市において、市民の健康を守るため、受動喫煙防止を積極的に進めることが必要であると考えています。	無
	条例による一律規制について	条例素案では、公共的空間と公共的施設の全てについて、屋内、屋外を問わず一律に規制の対象にしています。分煙対策は、それぞれの事業者が施設の実態やお客様のニーズにあわせ、施設管理者が自ら判断するべきものであり、条例により一律に規制されるものではありません。特に、屋外については、健康増進法第25条において、受動喫煙とは「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。」と定義されており、条例で規制する法的根拠はありません。たばこは、「たばこ事業法」で国が認めた合法的な商品であり、大人の嗜好品です。しかし、条例素案は、喫煙を過度に規制するものであり、私ども連合会として反対です。	健康増進法25条では、受動喫煙については「室内又はこれに準ずる環境において他人のたばこの煙を吸わされることをいう」と定義されていますが、労働省健康局長通知で「屋外であっても子どもの利用が想定される公共的空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である」とされており、この規定に準じ、健康都市宣言をしている流山市としては、屋外であっても、受動喫煙の健康への悪影響の危険性が高い未成年者を保護することの重要性から、規制の対象とする必要性があると考えられるため、未成年者の利用が想定される施設については屋外であっても受動喫煙を防止するための対策をするよう、努力義務を課しているものです。	無
19	たばこの売り上げ減少について	条例素案では、敷地を含めたすべての公共的空間と公共的施設について、全面禁煙もしくは分煙とされており、愛煙家の喫煙場所が制限されます。喫煙所の場所が制限されることは、それに伴い消費本数の減少につながり、たばこ販売業者の売り上げが減少することは明らかです。先般の質問で、売り上げ減少に対する補償については、「販売や喫煙の禁止に言及しているものではなく、補償は考えておりません。」と回答がありましたが、条例素案では、公共的空間と公共的施設の喫煙を禁止しており、売り上げ減少が明らかであるのに、補償を考えないとする回答は到底納得できるものではありません。	この条例は、たばこの販売や喫煙の禁止について言及しているものではなく、公共的空間における受動喫煙による健康への悪影響防止に関して、市、市民等、事業者及び保護者への責務を明らかにし、これら全ての主体に対し、市民等を受動喫煙による健康への悪影響を及ぼさないための対策を求めているものです。たばこ税の値上げ、健康志向の高まりや禁煙外来への健康保険適用など複数の要因があり、本条例施行による影響額は検証できないものと考えます。	無
	条例による一律規制について	条例素案では公共的空間と公共的施設の全てについて、屋内・屋外を問わず一律に規制の対象としています。分煙対策は、それぞれの事業者が施設の実態やお客様のニーズに合わせ、施設管理者が自ら判断するべきものであり、流山市においても施設管理者がエリア分煙や時間分煙をすで行っており、条例により一律に規制されるものではありません。先般の質問で、一律規制の根拠は、「物理的に、全面禁煙、分煙が極めて困難な施設もあります。」と承知しておきながら、「受動喫煙防止の推進のため全ての公共的施設の施設管理者に取り組みでほしいとの意図から」と回答がありましたが、一律規制とする根拠については全く理解できません。屋外の科学的根拠については、「科学的に証明されているとする根拠は、平成15年5月1日の健康増進法施行後に発表された①国際がん研究機関(IARC)のモノグラフ第83巻「たばこ煙と不随意喫煙」(平成16年)、②アメリカ公衆衛生長官(総監)報告「たばこ煙への不随意暴露の健康影響」(平成18年)により明らかとなった疫学的研究の成果をいいます。受動喫煙が人の健康に疾病や障害を引き起こす事が科学的に証明されたのは、非喫煙者のたばこ煙への暴露についてであり、屋内屋外を比較した調査ではありません。」との回答がありましたが、どちらの疫学的研究も屋内についての報告であり、回答としては不十分です。	屋外を規制の対象としたことについては、健康都市宣言をした流山市としては、受動喫煙の健康への悪影響の危険性が高い未成年者を保護することの重要性から、厚生労働省局長通知を受け、未成年者の利用が想定される施設については屋外であっても受動喫煙を防止するための対策をするよう、努力義務を課するものです。屋外については、未成年者の利用が想定される場合について、全面禁煙、分煙その他の受動喫煙を防止するための対策を努力義務としておりますが、禁煙、分煙が極めて困難である場合、その他の受動喫煙を防止するための対策として、それぞれの施設管理者が、受動喫煙防止の視点から、できることから実行していただきたいと考えております。たとえば、喫煙場所の表示、喫煙場所を定め、その場所以外は喫煙を禁止すること、出入り口や未成年者の利用が想定される場所を避けて喫煙場所を設けるなど設置場所にも配慮する等、できる限り受動喫煙を防止するための対策を、その施設に応じた対策を進めていただきたいと考えています。	無
	たばこ税について	屋外については、国の定める健康増進法第25条においても、受動喫煙とは「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。」と定義されており、条例で規制する法的根拠が全くないものを強引に押し付ける内容になっています。	厚生労働省局長通知で「屋外であっても子どもの利用が想定される公共的空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である」とされており、この規定に準じ、健康都市宣言をしている流山市としては、屋外であっても、受動喫煙の健康への悪影響の危険性が高い未成年者を保護することの重要性から、規制の対象とする必要性があると考えたため、未成年者の利用が想定される施設については屋外であっても受動喫煙を防止するための対策をするよう、努力義務を課しています。ご協力をお願いします。	無
	たばこ税について	かしわたばこ商業協同組合は、たばこ事業法で国が認めた合法商品であるたばこの販売により、毎年6億円以上もの「たばこ税」を納付し、市の財政に大きく貢献してまいりました。この収税は、流山市の発展に寄与してきたと自負しております。かしわたばこ商業協同組合は、組合員の生活を守る義務があるばかりではなく、流山市の財政に貢献し、環境美化やマナーの向上のため、駅前での清掃活動を東武おおたかの森駅、運河駅、JR南流山駅で年3回実施するほか、流山市環境部主催のぼい捨て防止キャンペーンにも年2回参加しております。今後も継続して取り組んでいきます。	かしわたばこ商業協同組合様がこのような活動をされていることは存じ上げております。今後ともよろしく願いいたします。	無
	関係業界への説明について	かしわたばこ商業協同組合は、直接的な影響を受ける業界であるにもかかわらず、「福祉施策審議会」に参加し意見を述べる機会がありません。条例案については、3月議会へ上程し、7月施行と説明を受けましたが、条例素案が公表されてから、3月議会上程まで6カ月と極めて短い検討期間です。神奈川県では、2007年11月に第1回検討会が開催された以降、6回の検討会を行い、2009年3月に条例制定に至り、さらに2010年4月に施行されています。また、現在受動喫煙防止条例を検討している兵庫県でも、本年6月から11月まで、計6回の検討会が開催されており、神奈川県での経済影響が予想以上に大きいため当初の検討委員会の開催期間を延長して、関係業界と議論がされています。両県とも影響を受ける団体とは慎重に議論を行っています。これだけ業界に大きな影響を及ぼす条例であるにもかかわらず、市側の説明については、一方的なものに終始し、業界内での合意形成については、無視している状況であります。現に、当組合への説明は、60分で一方的に打ち切られております。以上から、本所例素案については、到底受け入れることはできません。	受動喫煙から市民を守ることは、市長就任以来の重要課題でした。そこで平成20年度には保健予防推進協議会において受動喫煙防止について4回議論をし、市長への建議をいただき、それを受けて、21年度に庁内各課の取り組みを、たばこ対策行動計画としてまとめ、受動喫煙防止対策、知識の普及啓発及び禁煙支援を進めております。かしわたばこ商業協同組合様に対しまして11月12日に素案の説明をさせていただきました。また、タウンミーティングを開催し、賛否両論のご意見をいただき、それらを受けて修正案を作成しました。・市長の諮問機関である「福祉施策審議会」においても、条例案について4回ご議論いただき、賛成の答申をいただいております。	無

No.	該当箇所	意見	市の考え方	修正の有無
20	民間施設へ の一律 規制につ いて	2003年の健康増進法制定以降、私ども飲食事業者を含む民間施設では、利用されるお客様の要望に応じて、自主的に施設の事情にあった様々な分煙対策を講じております。特に私ども飲食事業者は、様々な形態で店舗を営んでおり、喫煙対策についても対象とするお客様の要望に合わせて実施することが、まさに店舗単位の経営判断となります。しかし、喫煙を認めず、禁煙が完全分煙の選択のみを一律に規制する今回の条例案では、お客様の要望に合わせた店舗経営が困難となり、店舗経営者の自主性が奪われることとなります。また、条例による一律な規制は、流山市の飲食店等を利用されるお客様に対しても、喫煙環境を選択することが不可能となり、他県及び他市への流出や外食控えにつながるものが、容易に想定されます。私ども飲食事業者は、合法商品であるたばこの喫煙者をお客様とする民間施設に対して、喫煙を認めず、禁煙が完全分煙等の選択のみを一律に規制する今回の条例案は、ただでさえ経営が厳しい状況の中、「営業権」を著しく侵害されるものと考えております。	公共的施設の種類の多様であり、その利用の目的や物理的に全面禁煙、分煙が極めて困難な施設もありますが、受動喫煙防止の推進のため、まずできることから取り組んでいただき、禁煙、分煙等の方策をとっていただきたいと考えています。しかしながら、飲食店営業のうちバー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業(営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く)、風適法第2条第1項に掲げる「風俗営業」、同条第6項の店舗型風俗特殊営業及び同条第9項の店舗型電話異性紹介営業については、未成年者の利用が少ないこと、分煙の措置を講ずることの物理的な困難性や利用の実態等に配慮し、努力義務とはいえ、現段階で一律の規制を施すよりも、市による指導と、施設管理者や業界団体の自主的努力によって、利用者の理解を得つつ、段階的に受動喫煙を防止するための環境整備を図っていくことが適当と考えたことにより、これらの営業の用に供する公共的空間については、この条例を適用しないこととしました。 また、小規模店舗の適用の特例として、客の飲食の用に供する面積が100平方メートル以下の飲食店については、受動喫煙防止の要請は高いものの、全国的にも市町村で初めての条例でもあり、小規模飲食店に協力をしてもらうためには、施行日から2年を経過した日から適用することにより、その間で国や市における補助制度の創設等、分煙が実行される環境づくりを進めることにより、スムーズな受動喫煙防止の推進を図るものです。	有 第14条に適用除外条項を追加しました。 附則2項に小規模店舗の適用の特例を追加しました。
	事業影響 について (1)売り 上げの減 少	飲食店をはじめとするサービス業が、条例案に示された対策を実施した場合、流山市で飲食店等を利用されるお客様が喫煙環境を選択できなくなることから、近隣市外施設への流出やお客様の店舗利用機会減少が容易に想定されます。近隣市外施設への流出や利用機会減少は、アルコールをはじめとした様々な商品や商材の流通減少にも繋がりが、飲食事業者のみならず市経済へも多大な悪影響を及ぼします。既に条例により禁煙や分煙を実施している神奈川県下の飲食店では、条例施行後、禁煙や分煙の対策を実施した飲食店のうち、条例施行前と比べ4割の飲食店で、売上げが減少したとの調査結果も報じられています。近隣市外施設への流出や利用機会減少は、流山市の飲食事業者の売上げ減少を招き、生活基盤が損なわれることとなります。	神奈川県下の受動喫煙防止条例施行後、禁煙や分煙に変えた事が業績に一定程度のマイナスの影響を与えているという民間調査会社の発表があったことは承知しております。 公共的施設の種類の多様であり、その利用の目的や物理的に全面禁煙、分煙が極めて困難な施設もありますが、受動喫煙防止の推進のため、まずできることから取り組んでいただき、禁煙、分煙等の方策をとっていただきたいと考えています。 しかしながら、飲食店営業のうちバー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業(営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く)、風適法第2条第1項に掲げる「風俗営業」、同条第6項の店舗型風俗特殊営業及び同条第9項の店舗型電話異性紹介営業については、分煙の措置を講ずることの物理的な困難性や利用の実態等に配慮し、努力義務とはいえ、現段階で一律の規制を施すよりも、市による指導と、施設管理者や業界団体の自主的努力によって、利用者の理解を得つつ、段階的に受動喫煙を防止するための環境整備を図っていくことが適当と考えたことにより、これらの営業の用に供する公共的空間については、この条例を適用しないこととしました。 また、小規模店舗の適用の特例として、客の飲食の用に供する面積が100平方メートル以下の飲食店については、受動喫煙防止の要請は高いものの、全国的にも市町村で初めての条例でもあり、小規模飲食店に協力をしてもらうためには、施行日から2年を経過した日から適用することにより、その間で国や市における補助制度の創設等、分煙が実行される環境づくりを進めることにより、スムーズな受動喫煙防止の推進を図るものです。	有 第14条に適用除外条項を追加しました。 附則2項に小規模店舗の適用の特例を追加しました。
	事業影響 について (2)分煙 設備のコ スト負担	分煙における「喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出を防止するための措置」では、たばこの煙を通過させない構造を有する壁、仕切り等を設けるとされています。また、開口部において喫煙禁止区域から喫煙可能区域または、喫煙所の方向に0.2メートル毎秒以上の気流を生じさせることとされています。分煙の設備コストについては、神奈川県で紹介する分煙設備の屋内事例でも、概ね100万円～500万円程度必要と紹介されており、多大なコストが必要となります。厳しい経済環境下にて、飲食事業者が多大な分煙設備コストを負担することは極めて困難です。また、今回の条例案では、屋外の分煙も求められています。そのため流山市では、喫煙場所を確保するために、屋内に限定されている神奈川県とは比較にならないコストを、各施設が負担することとなります。これは、他市の競合飲食店と比較して、著しい経営上の負担を負うこととなり、条例遵守のために競争に負けるという、極めて理不尽で納得いかない結果となります。	公共的施設の種類の多様であり、その利用の目的や物理的に全面禁煙、分煙が極めて困難な施設もありますが、受動喫煙防止の推進のため、まずできることから取り組んでいただき、禁煙、分煙等の方策をとっていただきたいと考えています。 しかしながら、飲食店営業のうちバー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業(営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く)、風適法第2条第1項に掲げる「風俗営業」、同条第6項の店舗型風俗特殊営業及び同条第9項の店舗型電話異性紹介営業については、分煙の措置を講ずることの物理的な困難性や利用の実態等に配慮し、努力義務とはいえ、現段階で一律の規制を施すよりも、市による指導と、施設管理者や業界団体の自主的努力によって、利用者の理解を得つつ、段階的に受動喫煙を防止するための環境整備を図っていくことが適当と考えたことにより、これらの営業の用に供する公共的空間については、この条例を適用しないこととしました。 また、小規模店舗の適用の特例として、客の飲食の用に供する面積が100平方メートル以下の飲食店については、受動喫煙防止の要請は高いものの、全国的にも市町村で初めての条例でもあり、小規模飲食店に協力をしてもらうためには、施行日から2年を経過した日から適用することにより、その間で国や市における補助制度の創設等、分煙が実行される環境づくりを進めることにより、スムーズな受動喫煙防止の推進を図るものです。	有 第14条に適用除外条項を追加しました。 附則2項に小規模店舗の適用の特例を追加しました。
	条例強化 への懸念	条例案では、民間施設へ屋外も含めた敷地と施設に全面禁煙若しくは完全分煙等の努力義務としていますが、条例により規制されることに何ら変わりはありません。また、条例が制定されてしまうと、既に規制を受け入れてのこととなり、その後の罰則や義務化への条例改正が検討された場合、容易に改正が行われてしまうことも懸念しています。事実、既に神奈川県においては条例強化の検討が始まっています。流山市においては、飲食店へのヒアリングすら無しに条例素案が策定された経緯もあり、当事者不在のまま、条例強化も実施されるのではないかと危惧しています。最後に、受動喫煙防止対策を有効性のあるものとするためには、条例による一律規制ではなく、施設管理者がそれぞれの経営判断で、「喫煙、分煙、禁煙」のルールを定めていくべきです。私ども千葉県内の飲食事業者としても、今回の条例案は一考すべきと考えており、賛成致しかねます。	国の法改正により見直しをすることはありますが、基本的に罰則規定は今後も考えておりません。	無

No.	該当箇所	意見	市の考え方	修正の有無
21	民間施設 への一律 規制につ いて	<p>2003年の健康増進法制定以降、私ども飲食事業者を含む民間施設では、利用されるお客様の要望に応じて、自主的に施設の实情にあった様々な分煙対策を講じております。特に私ども飲食事業者は、様々な形態で店舗を経営しており、喫煙対策についても対象とするお客様の要望に合わせて実施することが、まさに店舗単位の経営判断となります。しかし、喫煙を認めず、禁煙か完全分煙の選択のみを一律に規制する今回の条例案では、お客様の要望に合わせて店舗経営が困難となり、店舗経営者の自主性が奪われることとなります。また、条例による一律な規制は、流山市の飲食店等を利用されるお客様に対しても、喫煙環境を選択することが不可能となり、他県及び他市への流出や外食控えにつながるものが、容易に想定されます。私ども飲食事業者は、合法商品であるたばこの喫煙者をお客様とする民間施設に対して、喫煙を認めず、禁煙か完全分煙等の選択のみを一律に規制する今回の条例案は、ただでさえ経営が厳しい状況の中、「営業権」を著しく侵害されるものと考えております。</p>	<p>公共的施設の種類の多様であり、その利用の目的や物理的に全面禁煙、分煙が極めて困難な施設もありますが、受動喫煙防止の推進のため、まずできることから取り組んでいただき、禁煙、分煙等の方策をとっていただきたいと思います。</p> <p>しかしながら、飲食店営業のうちバー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く）、風適法第2条第1項に掲げる「風俗営業」、同条第6項の店舗型風俗特殊営業及び同条第9項の店舗型電話異性紹介営業については、分煙の措置を講ずることの物理的な困難性や利用の実態等に配慮し、努力義務とはいえ、現段階で一律の規制を施すよりも、市による指導と、施設管理者や業界団体の自主的努力によって、利用者の理解を得つつ、段階的に受動喫煙を防止するための環境整備を図っていくことが適当と考えたことにより、これらの営業の用に供する公共的空間については、この条例を適用しないこととしました。</p> <p>また、小規模店舗の適用の特例として、客の飲食の用に供する面積が100平方メートル以下の飲食店については、受動喫煙防止の要請は高いものの、全国的にも市町村で初めての条例でもあり、小規模飲食店に協力してもらうためには、施行日から2年を経過した日から適用することにより、その間で国や市における補助制度の創設等、分煙が実行される環境づくりを進めることにより、スムーズな受動喫煙防止の推進を図るものです。</p> <p>なお、本条例案は、「喫煙を認めず、禁煙か完全分煙の選択のみを一律に規制する」ものではなく、室内については、局長通知で言うように全面禁煙か分煙に努めることとしていますが、屋外については、禁煙、分煙、もしくはその他の防止対策をいただきたいと思います。たとえば、灰皿の設置位置を人の動線から離れた場所に移動し、表示していただくなど、できることから取り組んでいただきたいと思います。</p>	<p>無 有 第14条に適用除外条項を追加しました。</p> <p>附則2項に小規模店舗の適用の特例を追加しました。</p>
	事業影響 について (1)売り 上げの減 少	<p>飲食店をはじめとするサービス業が、条例案に示された対策を実施した場合、流山市で飲食店等を利用されるお客様が喫煙環境を選択できなくなることから、近隣市外施設への流出やお客様の店舗利用機会減少が容易に想定されます。近隣市外施設への流出や利用機会減少は、アルコールをはじめとした様々な商品や商材の流通減少にも繋がります。飲食事業者のみならず市経済へも多大な悪影響を及ぼします。既に条例により禁煙や分煙を実施している神奈川県下の飲食店では、条例施行後、禁煙や分煙の対策を実施した飲食店のうち、条例施行前と比べ4割の飲食店で、売上げが減少したとの調査結果も報じられています。近隣市外施設への流出や利用機会減少は、流山市の飲食事業者の売上げ減少を招き、生活基盤が損なわれることとなります。</p>	<p>No20と同一です。</p>	
	事業影響 について (2)分煙 設備のコ スト負担	<p>分煙における「喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出を防止するための措置」では、たばこの煙を通過させない構造を有する壁、仕切り等を設けるとされています。また、開口部において喫煙禁止区域から喫煙可能区域または、喫煙所の方向に0.2メートル毎秒以上の気流を生じさせるとされています。分煙の設備コストについては、神奈川県で紹介する分煙設備の屋内事例でも、概ね100万円～500万円程度必要と紹介されており、多大なコストが必要となります。厳しい経済環境下にて、飲食事業者が多大な分煙設備コストを負担することは極めて困難です。また、今回の条例案では、屋外の分煙も求められています。そのため流山市では、喫煙場所を確保するために、屋内に限定されている神奈川県とは比較にならないコストを、各施設が負担することとなります。これは、他市の競合飲食店と比較して、著しい経営上の負担を負うこととなり、条例遵守のために競争に負けるという、極めて理不尽で納得いかない結果となります。</p>	<p>No20と同一です。</p>	<p>無</p>
	条例強化 への懸念	<p>条例案では、民間施設へ屋外も含めた敷地と施設に全面禁煙若しくは完全分煙等の努力義務としていますが、条例により規制されることに何ら変わりはありません。また、条例が制定されてしまうと、既に規制を受け入れていることとなり、その後の罰則や義務化への条例改正が検討された場合、容易に改正が行われてしまうことも懸念しています。事実、既に神奈川県においては条例強化の検討が始まっています。流山市においては、飲食店へのヒアリングすら無しに条例素案が策定された経緯もあり、当事者不在のまま、条例強化も実施されるのではないかと危惧しています。最後に、受動喫煙防止対策を実効性のあるものとするためには、条例による一律規制ではなく、施設管理者がそれぞれの経営判断で、「喫煙、分煙、禁煙」のルールを定めていくべきです。私ども千葉県内の飲食事業者としても、今回の条例案は一考すべきと考えており、賛成致しかねます。</p>	<p>No20と同一です。</p>	<p>有</p>

No.	該当箇所	意見	市の考え方	修正の有無
22		<p>千葉県愛煙家友の会は、愛煙家の喫煙マナーを守り嗜好品であるたばこを楽しみたいという会員で設立した団体です。今回、流山市における(仮称)流山市受動喫煙防止条例(素案)につき、反対の意見を述べさせていただきます。愛煙家は、国及び地方にたばこ税を通じて多大に貢献しており、流山市にも毎年約6億円の税収に貢献しております。流山市には、たばこを吸われる方と吸われない方が市民として在住しており、当然行政としては両社の共存を前提として、配慮すべきものと考えております。たばこは、そもそも国が認めた合法的な大人の嗜好品であり、行政が条例で喫煙を規制するためには、科学的根拠及び法的根拠が必要と考えますが、本条例(素案)内容には、この要件を満たしておらず、愛煙家に行政が一方的に喫煙機会を喪失させる内容であることに断固抗議いたします。特に、屋外であり愛煙家にとっても憩いの場所である公園等につき、公園内に喫煙エリアを設ければ防止することができるにもかかわらず、受動喫煙を理由に全面禁煙とするなど、愛煙家に対しての行政による一方的な制限であると考えます。一方、たばこを吸われない方々への配慮として、愛煙家の喫煙マナーも今以上向上させる必要があると認識しております。是非、たばこを吸われる方と吸われない方が共存できる環境の検討をお願いいたします。</p>	<p>健康都市宣言をした流山市としては、屋外であっても、受動喫煙の健康への悪影響の危険性が高い未成年者を保護することの重要性から、厚生労働省局長通知を受け、未成年者の利用が想定される公園については禁煙とするものです。</p>	
23	民間施設について	<p>民間施設は、あくまでも施設管理者が、利用されるお客様のニーズにあわせた対応をとるべきものであり、条例により一律に規制されるべきではないと考えます。</p>	<p>公共的施設の種類の多様であり、その利用の目的や物理的に全面禁煙、分煙が極めて困難な施設もありますが、受動喫煙防止の推進のため、まずできることから取り組んでいただき、禁煙、分煙等の方策をとっていただきたいと考えています。しかしながら、飲食店営業のうちバー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業(営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く)、風適法第2条第1項に掲げる「風俗営業」、同条第6項の店舗型風俗特殊営業及び同条第9項の店舗型電話異性紹介営業については、未成年者の利用が少ないこと、分煙の措置を講ずることの物理的な困難性や利用の実態等に配慮し、努力義務とはいえ、現段階で一律の規制を施すよりも、市による指導と、施設管理者や業界団体の自主的努力によって、利用者の理解を得つつ、段階的に受動喫煙を防止するための環境整備を図っていくことが適当と考えたことにより、これらの営業の用に供する公共的空間については、この条例を適用しないこととしました。また、小規模店舗の適用の特例として、客の飲食の用に供する面積が100平方メートル以下の飲食店については、受動喫煙防止の要請は高いものの、全国的にも市町村で初めての条例でもあり、小規模飲食店に協力をしてもらうためには、施行日から2年を経過した日から適用することにより、その間で国や市における補助制度の創設等、分煙が実行される環境づくりを進めることにより、スムーズな受動喫煙防止の推進を図るものです。</p>	<p>有 第14条に適用除外条項を追加しました。 附則2項に小規模店舗の適用の特例を追加しました。</p>
23	敷地(屋外)について	<p>屋外での受動喫煙については、規制を実施する背景となる科学的事実は示されておりません。健康増進法において受動喫煙の定義は屋内となっております。健康局長通知において、屋外での全面禁煙を求める内容とはなっていません。以上のことから、屋外の敷地については、規制対象外とすべきと考えます。</p> <p>今回示された素案は、地域経済や将来における流山市の財政にも少なからず影響を与えることから、検討委員会を設置し、関係する事業者等と十分な議論がなされたうえで、合意を得るべきと考えます。また、たばこ販売者をはじめ、たばこ産業に従事する労働者の雇用へも多大な影響を与えることにも考慮いただき、慎重な検討をお願いいたします。</p>	<p>厚生労働省局長通知で「屋外であっても子ども利用が想定される公共的空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である」とされており、この規定に準じ、健康都市宣言をしている流山市としては、屋外であっても、受動喫煙の健康への悪影響の危険性が高い未成年者を保護することの重要性から、規制の対象とする必要があると考えたため、未成年者の利用が想定される施設については屋外であっても受動喫煙を防止するための対策をするよう、努力義務を課しています。</p>	<p>無</p>
24		<p>表題の件につきましては、前身組織の商工会時より考えを要望書としてご提出を申し上げており貴職よりその一部については回答をいただいておりますが、今般提案されております(仮称)流山市受動喫煙防止条例(素案)の内容を拝見しますと、前述の要望書の内容についての配慮はなされておらず、流健第112号、平成21年3月31日貴職発信日、(回答)2。後段の「、、また、今後は、市民の声は勿論、関係機関や関係者のご意見をお聞きすることも視野に入れ検討中です。」とのご理解を頂戴いたしました。素案の提案ということですが、素案作成段階より関係者の意見として意見等取得の場を持っていただけたらと大変遺憾に考えております。この点において条例という強制力を行って、この様な大変な経済環境の中、影響を被る事業者への十分な配慮と同意形成がなされず出された素案提案につきましては当会は理由を付けて反対を申し上げます。</p>	<p>受動喫煙から市民を守ることは、市長就任以来の重要課題でした。そこで平成20年度には保健予防推進協議会において受動喫煙防止について4回議論をし、市長への建議をいただき、それを受けて、21年度に庁内各課の取り組みを、たばこ対策行動計画としてまとめ、受動喫煙防止対策、知識の普及啓発及び禁煙支援を進めております。また、タウンミーティングを開催し、賛否両論のご意見をいただき、飲食店営業のうちバー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業(営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く)、風適法第2条第1項に掲げる「風俗営業」、同条第6項の店舗型風俗特殊営業及び同条第9項の店舗型電話異性紹介営業については、分煙の措置を講ずることの物理的な困難性や利用の実態等に配慮し、努力義務とはいえ、現段階で一律の規制を施すよりも、市による指導と、施設管理者や業界団体の自主的努力によって、利用者の理解を得つつ、段階的に受動喫煙を防止するための環境整備を図っていくことが適当と考えたことにより、これらの営業の用に供する公共的空間については、この条例を適用しないこととしました。また、小規模店舗の適用の特例として、客の飲食の用に供する面積が100平方メートル以下の飲食店については、受動喫煙防止の要請は高いものの、全国的にも市町村で初めての条例でもあり、小規模飲食店に協力をしてもらうためには、施行日から2年を経過した日から適用することにより、その間で国や市における補助制度の創設等、分煙が実行される環境づくりを進めることにより、スムーズな受動喫煙防止の推進を図るものです。</p>	<p>有 第14条に適用除外条項を追加しました。 附則2項に小規模店舗の適用の特例を追加しました。</p>

No.	該当箇所	意見	市の考え方	修正の有無
25	理由書 1、 2 3	<p>受動喫煙防止対策については、厚生労働省健康局長より21年3月に受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書(別添)の取りまとめが公表されているが、本市における関係方面への周知という面では具体性もなく必ずしも十分とは言えない。今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性の中で言われている多数の方が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるが、民間施設は、施設管理者が、利用客のニーズに応じ決定すべきと考えるので条例による一律的な規制はすべきではないと考えます。当市においては個々の飲食店事業者等の事業規模、施設規模の態様や利用者のニーズに応じた自主的な受動喫煙防止対策を全面的に出し、理解を促める方を先ずお取りいただきたい。なお啓蒙という部分では当市において分煙方法の情報提供を実施しているのか、事業者に対しより一層を促した努力が未だ不足している。</p> <p>当市の飲食業等は店舗の規模が小規模事業者(従業員5人以下)が大半であり条例を整備し努力目標とはいえ、分煙基準を満たした一律な受動喫煙施設の設備の導入余裕は投資額、店舗面積等を考えると事業規模等の考慮なしには考えられない。</p> <p>条例素案提案にあたっては、検討段階において影響を被る事業者への配慮がなされず議論が尽くされておられません。</p>	<p>公共的施設の種類の多様であり、その利用の目的や物理的に全面禁煙、分煙が極めて困難な施設もありますが、受動喫煙防止の推進のため、まずできることから取り組んでいただき、禁煙、分煙等の方策をとっていただきたいと考えています。</p> <p>しかしながら、飲食店営業のうちバー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業(営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く)、風適法第2条第1項に掲げる「風俗営業」、同条第6項の店舗型風俗特殊営業及び同条第9項の店舗型電話異性紹介営業については、未成年者の利用が少ないこと、分煙の措置を講ずることの物理的な困難性や利用の実態等に配慮し、努力義務とはいえ、現段階で一律の規制を施すよりも、市による指導と、施設管理者や業界団体の自主的努力によって、利用者の理解を得つつ、段階的に受動喫煙を防止するための環境整備を図っていくことが適当と考えたことにより、これらの営業の用に供する公共的空間については、この条例を適用しないこととしました。</p> <p>また、小規模店舗の適用の特例として、客の飲食の用に供する面積が100平方メートル以下の飲食店については、受動喫煙防止の要請は高いものの、全国的にも市町村で初めての条例でもあり、小規模飲食店に協力してもらうためには、施行日から2年を経過した日から適用することにより、その間で国や市における補助制度の創設等、分煙が実行される環境づくりを進めることにより、スムーズな受動喫煙防止の推進を図るものです。</p>	有 第14条に適用除外条項を追加しました。 附則2項に小規模店舗の適用の特例を追加しました。
1、業界の現状		<p>パチンコ・パチスロ店は昭和20年代後半から今日に至るまで地域住民と密着し共存共栄を図りながら営業しているところがあります。ご案内のとおりパチンコ・パチスロ店は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風適法」という。)の下で、市民に健全な大衆娯楽の提供という大きな役割を担っております。この度、流山市において公表されました「(仮称)流山市受動喫煙防止条例(素案)」により、既成の対象施設としてパチンコ・パチスロ店が指定されますと、私どもパチンコ・パチスロ店は経済的に大打撃を受けるばかりから従業員とその家族までもが路頭に迷い、正に死活問題に直結する事態となります。</p> <p>パチンコ・パチスロ店は、平成16年の風適法規則の一部改正を受けてかつて経験したことのない経営環境に直面しております。業界団体であります千葉県遊技業協同組合の調査によりますと、平成15年度末現在678店舗であったものが本年10月末では462店舗に激減し、6年間で216店舗、1年間で平均36店舗が廃業に追い込まれるという異常事態になっており、この傾向は流山市においても同様で、10店舗あったものが8店舗に減少しております。いまや私達ホール関係者(経営者・従業員とその家族)の生活は、危機的状況にあります。そのような状況の中で、この度の受動喫煙防止条例で規制対処施設として指定されるということは即日経営が立ち行かなくなることは火を見るより明らかであります。</p>	<p>公共的施設の種類の多様であり、その利用の目的や物理的に全面禁煙、分煙が極めて困難な施設もありますが、受動喫煙防止の推進のため、まずできることから取り組んでいただき、禁煙、分煙等の方策をとっていただきたいと考えています。</p> <p>しかしながら、飲食店営業のうちバー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業(営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く)、風適法第2条第1項に掲げる「風俗営業」、同条第6項の店舗型風俗特殊営業及び同条第9項の店舗型電話異性紹介営業については、未成年者の利用が少ないこと、分煙の措置を講ずることの物理的な困難性や利用の実態等に配慮し、努力義務とはいえ、現段階で一律の規制を施すよりも、市による指導と、施設管理者や業界団体の自主的努力によって、利用者の理解を得つつ、段階的に受動喫煙を防止するための環境整備を図っていくことが適当と考えたことにより、これらの営業の用に供する公共的空間については、この条例を適用しないこととしました。</p>	有 第14条に適用除外条項を追加しました。
2、ホールにおける喫煙の実態		<p>平成19年度のエンタテインメントビジネス総合研究所の調査によりますと、パチンコ・パチスロ店におけるお客様の喫煙率をみると、男性客の52.9%、女性客の39.1%が喫煙者であると報告されております。また、4年前と比較すると男性で2.1%、女性でも5.1%それぞれ喫煙率が上がっているという報告であります。一般成人の喫煙率が低下(平成19年の男性39.9%、女性11.9%)する中、パチンコ店における喫煙率は非常に高いばかりか喫煙率が男女ともに上昇していることが明らかになっております。このようにパチンコ・パチスロ店のお客様の喫煙率の割合が非常に高い営業形態であることの実態からみても、受動喫煙防止条例の規制対象業種として指定されることによる経済的打撃は、極めて甚大であり計り知れないものがあります。</p>	同上	同上

No.	該当箇所	意見	市の考え方	修正の有無
	3、風適法との関連、その他	<p>(1)パチンコ・パチスロ店は、前述のとおり風適法に基づいて公安委員会の許可を得て営業しているところであり、仮に施設内に喫煙所を設置する場合は、事前に公安委員会に構造設備の変更承認をいただく必要がありますし、その場合でも必ずしも申請すれば承認がいただけるとは限りません。また、施設外のたとえば自転車置き場付近に独立した喫煙場所を設置する場合でも公安委員会に変更承認届けが必要となります。(2)パチンコ・パチスロ店の入場は、風適法の規定によって18歳未満の者の入場が制限されております。条例案によりますと喫煙可能区域への未成年者の立ち入り制限の規定を設けていますが、風適法で18歳以上の者は入場できるとされているパチンコ・パチスロ店に条例を以って入場制限をされることは理解できないところであります。従いまして、(1)とあわせ本条例(素案)は風適法との絡みから問題があると資料されるところであります。(3)前述のとおりお客様の喫煙率の現状からみても全面禁煙は到底不可能であり、仮に公安委員会の構造設備の変更承認が得られたとしても、近年の非常に厳しい営業実態から考えて設備に資金を投入することは不可能でありますので、流山市ご当局の全面的な資金援助(設備後の補修費も含む)がなければ実現できないことは確実であります。</p> <p>(4)流山市で、条例によってパチンコ・パチスロ店が指定されることは多くのお客様が隣接の地域に向かうこととなり、営業が成り立たなくなるとは火をみるよりも明らかであります。</p>	同上	同上